

環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう 採石法等の改正を求める意見書

名峰鳥海山は広く人々に愛され、縄文時代から地域の暮らしを守り支えてきました。それゆえ、多くの伝統・伝承文化の根本には鳥海山信仰が流れています。また平成 28 年には「鳥海山・飛島」エリアが日本ジオパークに認定されました。

ところが、このように大切な鳥海山の麓の山形県遊佐町^{ひじまがり}臂曲地区では、民間事業者により大規模な岩石採取が行われています。山肌がむき出しになり、美しい景観を大きく損なっているものでもあり、地下水脈の切断などにより水道水源と農業用水の安定確保に危機が迫り、町民ひとしく心を痛めているものです。限度を超えた岩石採取には遊佐町議会も一貫して反対してきました。

このような状況のもと、平成 28 年に事業者が新たな岩石採取計画を提出しました。遊佐町では「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」に基づき規制対象事業に認定する行政処分を行い、山形県はこの処分などをもとに新たな岩石採取計画を不認可とする処分を出しました。しかしこれに対して事業者が不服とし、公害等調整委員会や仙台高等裁判所で現在係属中です。この課題の抜本的解決には採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等の改正・拡充が必要不可欠であると考えます。

例えば採石法は戦後の復興期に作られたため、今日における時代の要請には十分対処できないと思われる文言が見受けられます。とりわけ環境保全に係る規定は脆弱で、岩石採取計画の認可に際し、認可権者である都道府県知事は同法第 33 条の 4 で「岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。」とするものの、「公共の福祉」のみでは解釈に差異が生じ、環境保全に関して正面から向き合うことは極めて困難です。

また、森林法は第 10 条の 2 で「都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しなければならない」とし、都道府県知事の裁量権が十分に担保されているとは言い難いと考えます。

遊佐町での岩石採取問題は健全な水循環や景観、土砂災害などに関する危機を争点にしています。現在では各種の開発行為において水循環をはじめとする環境保全に配慮することは当然であり、このことは水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）の趣旨などからも読み取ることができます。これからは水循環基本法についてもその理念を実質化する拡充が欠かせません。

現在の法体系のもと、岩石採取事業と健全な水循環の保全など環境保全との調和に苦慮している自治体は各地にあります。つまり、遊佐町に限ったことではなく、我が国全体の問題でもあります。

については、時代に即し環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう、次のように対応されるよう強く要請します。

記

1. 採石法・森林法等関係法令に、健全な水循環の保全等を含む環境保全の視点を明確に取り入れ、時代に即した改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 13 日

山形県飽海郡遊佐町議会議長 土門 治明

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国土交通大臣（水循環政策担当大臣）
環 境 大 臣